

# 平成20年第3回防府市議会定例会会議録（その1）

平成20年9月2日（火曜日）

---

## 議事日程

平成20年9月2日（火曜日） 午前10時 開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 市長行政報告
- 5 交通網整備促進対策特別委員会の委員長報告
- 6 中心市街地活性化対策調査特別委員会の委員長報告
- 7 推薦第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 8 選任第 4号 防府市教育委員会委員の選任について
- 9 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 10 報告第19号 防府地域振興株式会社の経営状況報告について
- 11 認定第 1号 平成19年度防府市水道事業決算の認定について
- 12 議案第56号 事業協定の締結について
- 13 議案第57号 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び防府市特別職報酬等審議会条例中改正について
- 14 議案第58号 防府市職員恩給条例及び防府市消防団員等公務災害補償条例中改正について
- 15 議案第59号 防府市営住宅設置及び管理条例中改正について
- 16 議案第60号 防府市土地開発公社定款の変更について
- 17 議案第61号 平成20年度防府市一般会計補正予算（第2号）
- 18 議案第62号 平成20年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第63号 平成20年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第64号 平成20年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第65号 平成20年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第66号 平成20年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）

議案第67号 平成20年度防府市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)

議案第68号 平成20年度防府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

---

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

出席議員(29名)

1番	原田洋介君	2番	高砂朋子君
3番	重川恭年君	4番	山本久江君
5番	弘中正俊君	6番	藤本和久君
7番	河杉憲二君	8番	松村学君
9番	斉藤旭君	10番	横田和雄君
11番	深田慎治君	12番	馬野昭彦君
13番	大村崇治君	14番	今津誠一君
15番	安藤二郎君	16番	平田豊民君
17番	木村一彦君	18番	三原昭治君
19番	山根祐二君	20番	伊藤央君
21番	藤野文彦君	22番	山下和明君
23番	田中健次君	24番	中司実君
25番	山田如仙君	26番	久保玄爾君
27番	河村龍夫君	28番	佐鹿博敏君
30番	行重延昭君		

---

欠席議員

なし

---

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	内藤和行君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	古谷友二君	産業振興部長	阿部勝正君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	惠藤豊君

健康福祉部長	田中進君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山邊勇君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	本廣繁君	消防長	武村一郎君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	安田節夫君
農業委員会 事務局 局長	林國明君	選挙管理委員会 事務局 局長	古谷秀雄君
監査委員事務局 局長	松吉栄君	監査委員	深田慎治君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 中村武文君 議会事務局次長 古村和幸君

---

午前10時 開会

議長（行重 延昭君） ただいまから平成20年第3回防府市議会定例会を開会いたします。

---

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。14番、今津議員、15番、安藤議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

会期の決定

議長（行重 延昭君） 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月24日までの23日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は本日  
から9月24日までの23日間と決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

---

市長行政報告

議長（行重 延昭君） これより、市長の行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 行政報告。昨年売却いたしました中心市街地の公有地につきまして、9月14日で売買契約締結の日からちょうど1年が経過いたしますので、その開発の進捗状況について御報告申し上げます。

防府駅みなとぐち広場用地につきましては、売却先の株式会社原弘産が分譲マンション及びホテルの建設による開発を計画され、分譲マンションについては、1階部分を店舗とし、2階から14階までに合計103戸の住居を予定されております。

しかし、昨今の建設資材の高騰やマンション市況に対する不透明感の広がりなどにより、着工時期を延期したいとの申し出があり、やむを得ずこれを承認せざるを得ない状況にあります。今後は、できる限り早期の着工を要請してまいりたいと存じます。

また、ホテルの建設につきましても、米国のいわゆるサブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱を背景にホテル業界の経営環境が大きく変化したため、現在、株式会社原弘産において当初の計画を再検討されているところであります。今後、売却時に付した諸条件に適した事業内容となるよう求めてまいります。

次に、市街地再開発事業用地西区につきましては、株式会社穴吹工務店及びアール・シー・エフ有限会社に売却いたしておりますが、これにつきましても分譲マンション及びホテルの建設による開発を計画され、分譲マンションについては、10階建て57戸の住居を予定され、先月着工されております。

また、ホテルの建設につきましても、アール・シー・エフ有限会社の親会社の経営が破綻したことにより事業の継続が不可能となった旨の申し出がありましたので、今後の開発につきましても、株式会社穴吹工務店及びアール・シー・エフ有限会社と調整を重ねている状況でございます。

続きまして、防府市と周南市との観光振興協定の締結について御報告申し上げます。

本市と周南市は、相互の観光振興を図るため、去る8月9日、大平山山頂公園において調印式を行い、観光振興に関する協定を締結したところでございます。

協定の内容につきましては、両市の観光施設、観光イベントなどを相互にPRすること、徳山動物園の入園者に大平山ロープウェイ乗車運賃の半額割引券を、大平山ロープウェイの利用者に徳山動物園入園料の半額割引券をそれぞれ交付する割引制度を実施すること、及びその他相互の観光振興に資する事業を共同で企画、実施しようとするものでございます。

このうち、割引制度は、調印式の翌日から実施いたしましたが、8月末までの間に、大平山ロープウェイの乗車に利用された割引券は、強風による運休もあった中で221枚、

また、徳山動物園の入園に利用された割引券は72枚で、順調な滑り出しとっております。

今後は、さらに大平山ロープウェイ、徳山動物園以外の観光施設での割引制度などの検討を行い、相互の観光客の増加を図ってまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの行政報告に対する質疑につきましては、一般質問に含めてお願いしたいと思います。したがって、この質問の要旨は、本日の午後5時まで御提出いただきますようお願い申し上げます。

---

#### 交通網整備促進対策特別委員会の委員長報告

#### 中心市街地活性化対策調査特別委員会の委員長報告

議長（行重 延昭君） この際、交通網整備促進対策特別委員会及び中心市街地活性化対策調査特別委員会より、委員長報告を行いたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

まず、交通網整備促進対策特別委員会の委員長報告を受けます。中司特別委員長。

〔交通網整備促進対策特別委員長 中司 実君 登壇〕

24番（中司 実君） おはようございます。去る7月8日に、交通網整備促進対策特別委員会を開催し、主要幹線道路についての要望及び事業進捗状況の報告、また、海上交通並びに、防府市内バス路線の現況について協議いたしましたので、御報告申し上げます。

はじめに、主要幹線道路の要望についてでございます。

執行部より「平成20年度道路事業費の拡大・確保について、道路整備を強く推進するために、山口県をはじめとする、各関係機関へ道路整備予算の獲得要望を行いました。

また、一般国道2号の事業促進については、富海地区、大道地区における交通混雑解消や円滑な救急活動を確保するため、国道2号の4車線化とともに、冲高井交差点や佐野交差点の立体化等の要望とあわせ、安全で快適な国道2号の早期整備について、国土交通省及び山口県選出の国会議員への要望活動を行いました」との報告を受けました。

次に、幹線道路の事業進捗状況についてでございます。

県事業の都市計画道路「環状一号線」や「佐波新田線」など6路線と、市事業の「新橋牟礼線」など3路線について報告がありました。

また、農免農道「牟礼小野線」について事業内容、第1期、第2期の事業費、平成19年度末における事業進捗率等について報告を受けました。

これに対する質疑等の主なものを申し上げますと、「環状一号線の今後の計画は、どのようになるのか」との質疑に対して、「環状一号線については、新築地町から旧国道2号までが、平成21年度に供用開始される予定です。また、旧国道2号より北側の先線については、牟礼南小学校からまっすぐ北へ直進する方向で県と協議を重ねております。この部分は、国道2号とつないだ後に供用開始されますが、供用開始の時期は未定だと聞いております」との答弁がございました。

これに対して、「旧国道2号につないだだけでは、中心部の渋滞緩和にならないのではないか」との質疑に対して、「旧国道2号を富海方面から入ってくる車両については、環状一号線にまわる車両が多いと予想されますので、中心部の渋滞緩和になると考えております」との答弁がございました。

次に、「県事業の佐波新田線について、現在、市役所前で工事が行われているが、市役所への出入口はどのようになるのか。また、この佐波新田線は現在のところで計画・工事は終わり」と聞いているが、朝・夕には大変渋滞しており、今後の事業計画はどうなるのか」との質疑に対して、「佐波新田線に面した市役所の出入口は、現在南北2カ所ありますが、北側は非常用の出入口とし、南側を県の総合庁舎がある道路との4差路の交差点として、信号処理を行い、市役所への出入口とします。また、市役所より南側の改良については、現在、県に改良の要望書を出しており、引き続き県と協議を重ねてまいります」との答弁がございました。

次に、「県事業の中関港線は、当初、山陽自動車道を越える橋をかけ、国道2号に接続するという話であったが、今回の説明では山陽自動車道の下を通過して国道2号とつながるようだが、当初の計画とどのように違うのか」ということや、「佐波川の堤防上の道路は、現在も通勤・通学時には交通量が多いが、新大崎橋が完成すると、さらに交通量が増えると思うがどのように考えているか。また、総事業費25億円となっているが、平成20年度の事業費は幾らか」との質疑に対して、「中関港線について、県の説明では、平成19年度に計画が変更になり、山陽自動車道をくぐり国道2号に接続するようになったと聞いています。堤防上の道路については、現在は拡幅等の計画はございません。また、平成20年度事業の概要は、県の説明によると、事業費が1億円、事業内容は用地測量、地質調査、橋梁設計等の業務を行うと聞いています」との答弁がございました。

そのほか、「自転車の事故が多いということで、国土交通省と警察庁が、自転車の通行空間ゾーンをつくる方針を打ち出しているが、市では自転車道を含め新しく計画されている道路についてはどのように考えているか」との質疑に対して、「今後新しく道路をつくる場合は、自転車専用レーンの設置を検討するとともに、既存の道路については、歩道を

通りやすく整備していくということで、バリアフリー化や通れる部分を拡幅する等の対応をしていきたいと考えております」との答弁がございました。

また、「大内右田線は供用開始されてから、交通事故が立て続けに起きているが、安全対策について要望をされているか」との質疑に対して、「交通マナーについて啓蒙するとともに、県に対して交通安全の要望をしていく方向で検討しております」との答弁がありました。

また、「中関港線の事業の実施に当たっては、県立総合医療センターへの接続を考慮していただくとともに、右田、植松両地区の地元の方に事前の説明を十分に行っていただきたい」との要望がありました。

次に、海上交通について御報告申し上げます。

執行部より、三田尻中関港における国、県の取り組み状況及び、防府市よりの要望事項、また、平成19年度の三田尻中関港における事業について報告を受けました。本件につきましては、特段御報告申し上げる質疑等はございませんでした。

次に、防府市内バス路線の現状について御報告申し上げます。

執行部より、防府市生活交通活性化懇話会の検討経過及び報告書、(仮称)生活交通活性化計画の策定に向けて活動しているとの報告を受けました。これに対する質疑等の主なものを申し上げますと、「実証運行をやる必要があるというように考えているところがあれば、あげていただきたい」との質疑に対して、「計画策定の活動に入っているところでございまして、今後の具体的な事業につきましては、計画策定後に検討してまいります」との答弁がございました。

次に、「使い勝手のよい交通体系ということに対して、業者側にどのようなアプローチをしていくのか、また、少子高齢化が進む中で、使い勝手のよい運賃体系として、どのような考えを持っているのか」との質疑に対して、「業者の役割として、運賃体系、運行経路、ダイヤ等の見直し含め、使い勝手のよい体系を構築することがございますが、事業者といたしましても、営業努力で今の路線をできるだけ廃止させない方向で御努力されているところでございまして、行政といたしましては、その路線を維持するために、現在補助金を出しているところでございますが、その補助につきましても、できる限り維持したいと考えております」との答弁がございました。

また、「パークアンドライドや特定の日にバスの運賃を半額にする等のバスの利用者を増やすような積極的なものを提示するとともに、環境政策を含めたものをこれからつくる計画の中で意識していかないといけない。自転車をバスの中に持って入れるような自転車とバスをいかに使いやすくすることがまちなかの交通渋滞の解消にも一役買うと思われま

すので、そのあたりも含めてもう少し突っ込んだ計画を立てていただきたい。それぞれの各地区によって、細かなアイデアや要望があると思いますので、そういうものを吸い上げるような形で計画をつくっていただきたい」という意見、要望がございました。

以上をもちまして、交通網整備促進対策特別委員会の報告とさせていただきます。

大変、御清聴ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で、交通網整備促進対策特別委員会の委員長報告を終わります。なお、ただいまの報告をもちまして交通網整備促進対策特別委員会の調査は終了いたしました。

次に、中心市街地活性化対策調査特別委員会の委員長報告を受けます。原田特別委員長。

〔中心市街地活性化対策調査特別委員長 原田 洋介君 登壇〕

1番（原田 洋介君） おはようございます。去る7月2日に、中心市街地活性化対策調査特別委員会を開催いたしましたので、その経過について概要を御報告申し上げます。

まず、「防府駅北土地区画整理事業」についての説明の主なものを御報告いたします。平成19年度末における事業の進捗率は、事業費ベースで約98%ということでございます。平成20年度事業については、車道歩道整備、電線共同溝の施工、及び全体の出来高確認測量、換地計画の作成をすることとでございます。平成21年度には換地処分、登記を行い、事業を完了する予定とでございます。

続きまして、「中心市街地の商業活性化」についての説明の主なものを御報告いたします。

平成16年度から「まちづくり防府」による事業に対し、補助金を交付しており、チャレンジショップ事業、繁盛店育成事業等によって、新規開業や、来客数、売り上げの増加につながっているとの説明がありました。なお、商店街の営業店舗数自体は、前年と比較して減少し、空き店舗率は増加しているとのこととでございます。

また、平成19年度より空き店舗活用促進事業補助金を再開しましたが、問い合わせがあったものの補助要件を満たさない場合が多く、実績は1件のみであったとのことでした。

さらに、新規事業として今年度から事業所誘致促進補助金を設け、中心市街地に設置される事業所の賃借料、開設に要する改装費用の一部を交付するとの説明がありました。

続きまして、「中心市街地の公有地の売却」についての説明の主なものを御報告いたします。



中心市街地における防府駅みなとぐち広場用地、市街地再開発事業用地西区、都市再開発用地、旧国鉄官舎跡地でございますが、この3カ所につきましては民間活力の導入をし、活用すべきとの考えから、防府市公有地公募検討委員会の御提言をいただき、条件付一般競争入札による売却の手続きを行ったとのことでございます。この3カ所の中で都市再開発用地については、昨年の入札で応札がありませんでしたが、御提言いただいた諸条件のっとり、時期を勘案しながら再度入札したいとの説明がありました。

以上の報告を受けた後、質疑に入りました。「商店街の営業店舗数が、5年前と比較して約20店舗減少している。ロックシティ防府が今年から営業を始められたが、中心商店街への影響があったか」との質疑に対し、「まちづくり防府の会議において、各商店街の方々にお聞きしたところ、「週末の歩行者数の減少があるものの、一部基幹店舗が閉店された商店街以外では売り上げに大幅な影響はなく、ロックシティ防府が開業された直接的な影響がどれくらいあるのかはつきりはわからないが、むしろ、高齢化の進行によるものや、原材料価格の高騰による消費者物価の上昇等の影響のほうが大きいのではないか」とのことでした」との答弁がございました。

また、「公有地の売却については、売却後の土地活用等、中心市街地の活性化と密接な関係がある。本特別委員会において、早い時期に議題とすべきであったと思うが、今後このように重要な案件については、議会としての意見も十分に取り入れてもらいたい」との要望がございました。

以上をもちまして、中心市街地活性化対策調査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で、中心市街地活性化対策調査特別委員会の委員長報告を終わります。なお、ただいまの報告をもちまして中心市街地活性化対策調査特別委員会の調査は終了いたしました。

---

#### 推薦第3号人権擁護委員候補者の推薦について

議長（行重 延昭君） 推薦第3号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 推薦第3号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員のうち長田美也子氏の任期が、12月31日をもって満了となりますので、人権擁護委員の候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法の規定により議会の御意見をいただくため提案するものでございます。

長田委員には、人権擁護委員として、平成11年から3期9年にわたり、本市の人権擁護に御尽力をいただきましたが、今期をもって退任されることになりました。今日までの御労苦に対し、ここに改めて深く感謝の意を表する次第でございます。

このたび、お願いいたしております吉村晴枝氏は、昭和47年に防府市役所に入所され平成19年3月に退職されるまでの間、長年にわたり、母子や高齢者などの保健・福祉行政に携わってこられました。現在も山口県精神保健福祉協会専門会員として、精神保健福祉の向上に御尽力されておられます。人権擁護に対しましても情熱をもっておられ、これまでの豊富な御経験を生かしていただけるものと確信いたしております。

御賛同をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、推薦第3号については、これに同意することに決しました。

---

選任第4号防府市教育委員会委員の選任について

議長（行重 延昭君） 選任第4号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 選任第4号防府市教育委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市教育委員会委員のうち松本和委員の任期が、9月30日をもって満了と

なりますので、引き続き委員としてお願いするものでございます。

松本委員には、平成16年10月以来、教育委員会委員として、本市教育行政の運営に御尽力をいただいております。教育委員として適任であると考えております。

よろしく御審議のうえ、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第4号については、これに同意することに決しました。

---

承認第4号専決処分の承認を求めることについて

議長（行重 延昭君） 承認第4号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 承認第4号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、損害賠償の額を定めることについて、市議会にお諮りする時間的余裕がございませんでしたので、専決により措置したものを、このたび御承認いただくものでございます。

事故の概要でございますが、平成19年12月18日午後4時10分頃、高齢障害課の嘱託職員が公務のため車両を運転中、大字田島588番1地先において、県道中ノ関港新田線へ、東へ向けて進入しようとして右折した際、同線を西へ進行中の車両と接触し、双方の車両が破損し、相手方が受傷したものでございます。

このたびの事故につきましては、市が加入する自動車損害共済事業を行う社団法人全国市有物件災害共済会を通じて、相手方と示談交渉を行いました結果、相手方の治療も長

引いたこと、また、市側の過失割合が100パーセントであることから、時機を失することなく、早急に解決を図ることが最善と判断し、専決処分したものでございます。

御承認くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、承認第4号については、これを承認することに決しました。

---

#### 報告第19号防府地域振興株式会社の経営状況報告について

議長（行重 延昭君） 報告第19号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第19号防府地域振興株式会社の経営状況報告について御説明申し上げます。

まず、平成19年度の決算でございますが、お手元の事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細書にお示ししているとおりでございます。

事業の内容につきましては、「ルルサス防府」の公共公益施設部分については防府市への賃貸を、駐車場施設については時間貸等による営業をそれぞれ行っております。

次に、平成20年度の事業計画でございますが、施設の利便性確保と適切な運営管理に努めてまいります。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。8番、松村議員。

8番（松村 学君） 貸借対照表によれば、長期借入金として1億2,680万円何

がし上がっておりますけど、これは一応返済に当たってはどれくらいの年月を要するのか、ちょっと1点ほど確認させてください。

それと、駐車場収入が2,249万8,287円ということでございますけど、前年度中途半端になっているかもしれませんが、前年度の月ごとで比べた場合の収入と、今期の収入の比較、これがどのようになっているのか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） それでは、私のほうからお答えいたします。

長期借入1億6,500万円につきましては、28年の6月までということで、10年間で償還するという予定となっております。

駐車場の売上につきましては、順調に推移をいたしております、昨年はちょっと今、資料がありませんが900万円ぐらいと思いますが、ことは1,000万円ぐらいの金額が確保できるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、駐車場経営がその根幹でございますので、利用しやすいように利便性を考えて経営努力をしていきたいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 8番、松村議員。

8番（松村 学君） そこで、今、利用しやすいようにと言われた、まさにそのとおりでございます、私もこれ、以前一般質問で取り上げたことがありますけど、1年間ほど様子を見させていただいて、今後の駐車場の体系を検討していくということでありますけど、今後、執行部においては現状のままでいいと考えているのか、それとも、今、市民の声を聞きますと、やはり高いとか、位置的な問題とか、いろいろなことを指摘され、やはり使い勝手が悪いような、総体的にみますとそういう声が聞こえます。

そういうことも踏まえますと、やはり今後検討していくべきではないかなと思うのですが、何か形が決まっているものがあれば、ぜひお尋ねいたしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） まず、利用方法ですが、確かに入りにくいとか、いろいろ御意見があったと思いますが、その辺は改善できるところは改善したというふうに考えております。

また料金につきましては、今、当面経営的には、比較的今の経営で何とかやっているという状況であります、確かにその利用料金の値下げといいますが、それは耳にいたしております。すぐすぐということにはならないかと思いますが、今後の経営状況の中で全体的に考えていきたいというふうには考えております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 8番、松村議員。

8番（松村 学君） いろいろ聞きたいことがあるのですが、ぜひ改善をしていただきたい。これは前年もそうだったのですが、今年もやはり特に聞きますし、行った方々からやはり高いという御指摘を受けますし、店舗によっては駐車券を出したり出さんかったり、まちまちだとか、不公平感も募っておるようですから、その辺は十分に精査していただくことを強く要望して終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第19号を終わります。

---

#### 認定第1号平成19年度防府市水道事業決算の認定について

議長（行重 延昭君） 認定第1号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。水道事業管理者。

〔水道事業管理者 中村 隆君 登壇〕

水道事業管理者（中村 隆君） 認定第1号平成19年度防府市水道事業決算の認定について御説明申し上げます。

この決算は、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくものでございます。

まず、水道事業会計から御説明いたします。

概況につきましては、決算書14ページの決算附属書類で御報告いたしておりますように、業務量は年間総配水量1,419万9,572立方メートル、年間総有収水量1,272万8,803立方メートルとなりました。

有収水量率につきましては、水道管破損に伴う漏水及び配水管洗浄作業用水の増加等により前年度実績を0.8ポイント下回る89.6パーセントとなりましたが、漏水調査及び老朽配水管の更新等を継続実施し、限りある水資源の有効活用に努めてまいりたいと存じます。

建設改良事業では、未給水地区等の配水管約2,300メートルの布設工事、漏水多発配水管及び老朽配水管約5,500メートルの布設替工事、並びに寿第二水源地残留塩素計の設置工事等を実施いたしました。

次に、経営状況につきましては、収益総額22億4万2,545円に対し、費用総額は19億181万9,862円となり、差し引き2億9,822万2,683円の当年度純利益を計上することができました。

資本的収支におきましては、決算書6ページから7ページにかけて御報告いたしておりますとおり、収入決算額15億9,711万991円から、翌年度へ繰り越される支出

の財源に充当する額 500 万円を除く収入額 15 億 9,211 万 991 円に対し、支出額は 25 億 3,303 万 6,571 円で、差し引き 9 億 4,092 万 5,580 円の収入不足となりましたが、6 ページ欄外にお示しをいたしておりますとおり補てんいたしておりますのでございます。

企業債及び企業債償還金の決算額が当初予算額に対して大幅に増加しておりますのは、地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、平成 19 年度から 21 年度までの 3 年間の臨時特例措置として実施された補償金免除繰上償還制度を活用し、縁故債を財源に約 11 億 8,000 万円の高金利債の繰上償還を行ったことによるものでございます。

また、平成 19 年度から 3 カ年の継続事業で、老朽化した人丸水源地の改良工事を施工しておりますが、先の 6 月定例市議会で御報告いたしましたとおり、建築基準法の改正に伴い、建築確認審査に不測の日数を要し工事着工が遅れたことにより、平成 19 年度事業費全額の 1 億 3,800 万円を逡次繰越といたしております。

なお、決算書 11 ページにお示しをいたしております、平成 19 年度防府市水道事業剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金の内、当年度純利益相当額 2 億 9,822 万 2,683 円を企業債の償還財源とするため減債積立金として処分し、残額につきましては翌年度に繰り越すことといたしております。

以上が水道事業会計決算の概況でございますが、経営の根幹をなす給水収益につきましては、人口の減少や節水型社会の進展などの諸要因により、今後は減少傾向が続くものと予測いたしております。

したがいまして、今後の事業計画につきましては、水需要の動向を注視し、事業の優先度を勘案しながら進めると同時に、経営面におきましても、防府市行政改革委員会の答申に沿って、定数削減を軸とした経営の合理化を徹底してまいりたいと考えております。

次に、工業用水道事業会計について申し上げます。

概況につきましては、決算書 57 ページの決算附属書類で御報告いたしておりますが、施設の維持管理に重点を置き、安定給水に努めてまいりました。

経営状況につきましては、収益総額 1 億 4,912 万 9,367 円に対し、費用総額は 1 億 3,670 万 7,766 円となり、差し引き 1,242 万 1,601 円の当年度純利益を計上することができました。

資本的収支におきましては、決算書 50 ページから 51 ページにかけて御報告いたしておりますとおり、収入はなく、支出額 287 万 6,742 円につきましては、50 ページ欄外にお示しをいたしておりますとおり補てんいたしております。

なお、決算書 54 ページにお示しをいたしております、平成 19 年度防府市工業用水

道事業剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金のうち、70万円を法定利益積立金として処分し、残額につきましては翌年度に繰り越すことといたしております。

工業用水道の契約水量につきましては、給水先である協和発酵工業株式会社山口事業所防府工場との合意事項に基づき、当年度から、1日当たり1万5,000立方メートルに減量いたしております。

なお、夏季に限り臨時増量の申し込みを受けましたので、8月、9月の2カ月間につきましては、責任水量を超えて1日当たり平均約1万8,700立方メートルを給水いたしました。

今後も、事業運営の効率化と経費削減に努めることにより、健全経営を続けてまいりたいと考えております。

以上、水道事業・工業用水道事業各会計の平成19年度決算につきまして概況を御説明申し上げましたが、今後とも公営企業の経営の原則に沿って経済性を発揮しつつ、公共の福祉に寄与するよう努力いたしてまいり所存でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、なお、審査の要があると認めますので、14名の委員をもって構成する水道事業決算特別委員会を設置し、同委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、認定第1号については、14名の委員をもって構成する水道事業決算特別委員会を設置し、これに付託と決定いたしました。

これより、水道事業決算特別委員会の委員を防府市議会委員会条例第8条第1項の規定により次のとおり御指名いたします。事務局長より報告いたさせます。

議会事務局長（中村 武文君） 御報告いたします。敬称は省略させていただきます。

安藤議員、伊藤議員、今津議員、大村議員、河杉議員、木村議員、高砂議員、田中議員、平田議員、弘中議員、藤野議員、松村議員、三原議員、山根議員、以上の14名でございます。

議長（行重 延昭君） ただいま報告いたしましたとおり、水道事業決算特別委員会委員にそれぞれ御指名したいと思いますが、御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、水道事業決算特別委員会委員には、ただいま御指名しました方々を選任いたすことに決しました。

ここで、特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

委員会開催のため、暫時休憩をいたします。

なお、委員会の開催場所は1階の議会運営委員会室ですので、よろしくをお願いいたします。

午前10時45分 休憩

---

午前10時56分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に委員会が開催され、正副委員長が選出されましたので御報告いたします。

委員長には平田議員、副委員長には高砂議員、以上でございます。

---

議案第56号事業協定の締結について

議長（行重 延昭君） 議案第56号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第56号事業協定の締結について御説明申し上げます。

本案は、当初予算及び6月定例会市議会の補正予算で御承認をいただいております公共下水道勝間ポンプ場建設事業に係る勝間ポンプ場建設工事業協定の締結についてお諮りするものでございます。

内容につきましては、建設いたします勝間ポンプ場を山口県の三田尻中関港海岸高潮対策事業による（仮称）三田尻排水機場との合併施工施設とし、この事業主体である山口県と協定を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 事業協定というものが、そう議会に提出されるということがありませんので、少し確認の意味で質問をさせていただきたいと思っております。

この議案は、山口県を相手とするということで、山口県と一緒に勝間ポンプ場と、それから港の関連の工事をするという 高潮の関連の工事をすることになるわけですが、そういう形で山口県のほうで業者に対して入札だとかそういう形ですと、いう

形になろうと思うのですが、そうなりますと防府市とすれば、工事の途中の監督だとか、検査だとか、こういったものは一切しないで山口県のほうにそれをお任せしてしまうのかどうかということが1点です。

それから、2つ目は一般的な工事契約であれば瑕疵担保責任というようなものが契約書の中に明記されると思います。今回の場合、業者が工事の関係で不手際があった場合の瑕疵担保の責任、あるいは防府市が一切検査だとか監督をしないのであれば、検査とか監督が適正にされなかったがゆえのそういった瑕疵担保的な責任、この2つが生じてくるのだと思うのですが、こういうことについては、この協定の中でいかになっているのかお答え願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事（恵藤 豊君） まず、協定という契約につきましてでございますけども、この契約につきましては限りなく業務委託に近いということでございまして、このたびの契約書類につきましては協定というふうな言葉を用いまして、県との事業委託をするということと、それともう一つは、委託料というふうなことではなく、負担金というふうな格好の部分で事業を進めていくということがありますので、その部分につきましては協定というふうな言葉を用いて契約に至った次第でございます。

それから、これは市のほうの事業、勝間ポンプ場、それぞれ10億6,000万円ほどございますけども、工事につきましては県のほうがすべてお任せするというふうな格好になりますので、その部分については県との協議の上、行いたいというふうに思っております。

それと協定書の中では、やはりそういった部分につきましての瑕疵担保責任、それから部分につきましては県と協議の上、進めるというふうなことで、まだ具体的な云々ということは、この協定書の中には織り込んでおりません。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） まず1点目は、この10億円というかなり高額な金額について、随意契約ということになっておりますが、これは随契の規定に合致しているのかどうかというのが1つ。

それからよくわからないのは、防府市が山口県に対して10億6,000万円で随契を行って、工事は山口県にお任せするということですが、そうしますと、この10億6,000万円という額はどこでどのように決まったのか。つまり、この公正性とか競争性とかそういうものはどこで担保されているのかよくわかりません。

一たん県と10億6,000万円で随契して、県が今度はある業者に工事をやらせるときに、それを入札させるのか。入札を仮にさせるとすれば、例えばその差額が、入札差金が出た場合にはその差金の分が防府市にバックされるのかどうか。その辺もよくわかりませんが、その辺のことをよくわかりやすくちょっと説明していただきたい。

2点ほど、お願いします。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事（恵藤 豊君） 随意契約ということでございますが、これは県との契約ということで1者ということになります。そういった意味で随意契約というふうな言い方をしております。

それから10億6,000万円という金額、総体的には46億円程度の金額になりますが、この金額につきましては、県のほうの土木都市建設部でそれぞれ積算をいただきまして、業者等々の見積もりによりまして、まず概算という格好で金額をはじいていらっしゃいます。それから、私のほうとしては一応大まかな金額から、県のほうはこれから工事を進めていく上で、いろいろ入札というふうになるかと思えます。そこで入札差金なり、いろいろな部分が出てきますが、そういった部分につきましては、最終的に29年度までの契約でございますが、大幅な変動がない限りは一応その部分でいきまして、最終的な精算というふうな格好で協定の、また締結をお願いしたいということになるかと思えます。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） 確認ですが、一つはそうしますと、この10億6,000万円というのは、いわゆる一般にいう予定価格のようなものなのかどうか。

それから今、御説明ありましたように途中は今のままでやっていって、最終年度で、例えば入札差金なんか出た場合にはそれを精算するというふうに、今、聞こえたのですが、そのとおりなのかということをもう一度お答え願いたいと思えます。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事（恵藤 豊君） 契約における予定価格につきましては、これは実際に設計書からはじき出した工事請負契約金額というふうな格好になるかと思えますけど、この場合はあくまでも概算的な金額ではじいていらっしゃいますので、その分については若干工事請負契約に基づく予定金額とはずれがあるかというふうに思います。

それから最終的に切りかえると、今、精算をすると言いましたけども、やはり今、物価、それぞれオイル関係、それから鉄鋼の値上がり、そういった建築資材の値上がり、そういったかなり大きな変動がございます。この部分につきましては、まだまだその前段階

ではじいておりますので、また、最終年度で一応精算という格好にいたしますけど、大幅な変動、そういった経済的な変動とかありましたら、途中でまた部分について、債務負担行為の部分の変更をお願いするということもあり得るかと思ます。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） ちょっとよくわからないのですが、そうするとあれですか、この10億6,000万円が契約しておいて、もし途中で建設資材等々の値上がりがあった場合は、さらにこの金額が高くなる可能性もあるということなのですか。そうするとこの契約って一体どういう契約なのかさっぱりちょっとわかりませんが、もう少しわかりやすく説明してもらいたいですかね。

その可能性はあるのですか。具材なんかの、資材なんかの値上がりで契約金額は上がってくるということはあるのですか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事（恵藤 豊君） かなり、今、工事請負については低入札というふうな部分が続いておるところもございます。そういった意味でも、低入札に係る部分の差金とこの物価の上昇率、そういったものが相殺できればこのとおりに推移していくかもしれませんけれども、やはり途中からその部分について大幅な変動ということがあり得るかもわかりません。

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第56号については、原案のとおり可決されました。

---

議案第57号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び防府市特別職報酬等審議会条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第57号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第57号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び防府市特別職報酬等審議会条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法の改正により、議員の報酬等に関する規定について他の行政委員会の委員等の報酬等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改めるととされたことから、本市の2条例について所要の改正をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。23番、田中議員。

23番（田中 健次君） この議案については、私たち議員の身分に関するものがあるのだろうと思います。

昨年11月に、全国市議会議長会第83回評議員会で「地方議会議員の位置付けの明確化に関する決議」というのがなされました。この中で「地方議会議員の職責・職務を地方自治法に明文化すること」、それから、「業務遂行の対価は、単なる役務の提供に対する対価としての「報酬」ではなく、広範な議員の諸活動に見合う「歳費」(仮称)に改めること」と、こういった決議がされたわけです。こういうことによりまして、今年6月に地方自治法の一部改正法が成立すると。こういった流れの中で、この議員報酬という言葉が新たに出てくるという形であります。

そういったものであり、内容的にはまだまだ不十分な面がありますが、本案については賛成をいたします。

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第57号については、原案のとおり可決されました。

---

議案第58号防府市職員恩給条例及び防府市消防団員等公務災害補償条例中改正につ

いて

議長（行重 延昭君） 議案第 5 8 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 5 8 号防府市職員恩給条例及び防府市消防団員等公務災害補償条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

内容につきましては、国の政策金融改革による政策金融機関の再編成により、新たに株式会社日本政策金融公庫が設立され、国民生活金融公庫等がこれに統合されることなどから、所要の条文整備をするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 5 8 号については、原案のとおり可決されました。

---

議案第 5 9 号防府市営住宅設置及び管理条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第 5 9 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 5 9 号防府市営住宅設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、昨年度から実施しております西田中団地建設工事により、25戸が近く完成い

たしますので、これを供用開始するため、条例を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第59号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第60号防府市土地開発公社定款の変更について

議長（行重 延昭君） 議案第60号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第60号防府市土地開発公社定款の変更について御説明申し上げます。

本案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により公有地の拡大の推進に関する法律が改正され、土地開発公社の監事の職務が規定されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第60号については、原案のとおり可決されました。

---

議案第61号平成20年度防府市一般会計補正予算（第2号）

議長（行重 延昭君） 議案第61号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 嘉村 悦男君 登壇〕

副市長（嘉村 悦男君） 議案第61号平成20年度防府市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,994万3,000円を追加し、補正後の予算総額を361億2,599万8,000円といたしております。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、4ページの第2表にお示しいたしておりますように小学校給食調理等業務委託事業及び防府市学校給食センター調理等業務委託事業について、平成21年度から平成23年度までの債務負担をお願いいたすものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりその主なものについて順を追って御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、6ページの国庫支出金及び県支出金の民生費補助金につきましては、乳幼児健康支援一時預り事業が交付金事業から補助事業への制度変更に伴い、上段の国庫補助の次世代育成支援対策交付金から下段の県補助金の乳幼児健康支援一時預り事業費補助金へ組み替えをするとともに、増額の補正を計上いたしております。

また、その他の補助金につきましては、補助事業の内示決定等により、住宅・建築物耐震改修等事業費補助金、まちづくり交付金事業費補助金並びに農林振興対策事業費補助金を計上いたしております。

8ページ上段の寄附金につきましては、ふるさと寄附金を計上いたしております。

同じページ下段の繰越金につきましては、平成19年度決算に伴う繰越額が確定いたしましたので、既計上額との差額を補正いたしております。

次に、10ページの諸収入につきましては、財団法人日本防火協会の幼年消防用活動



資器材助成金を計上いたしております。

続きまして、歳出の主なものについて、御説明申し上げます。

まず、12ページの2款総務費1項総務管理費の企画費につきましては、ふるさと寄附金に係る事務経費を計上いたしております。

また、電子計算費につきましては、ホストコンピューターのリース期間が9月末で満了となり機器の保守のみとなりますので、使用料及び賃借料から委託料への組み替えをお願いするものです。

次に14ページ上段の2款総務費2項徴税費の賦課徴税費につきましては、地方税法の改正に伴いまして、公的年金からの個人住民税の特別徴収制度が平成21年10月から実施されることになりましたので、電算システムの開発経費を計上いたしております。

同じページ下段の3款民生費1項社会福祉費の高齢者福祉費につきましては、国民健康保険制度から後期高齢者医療制度に移行した者の「はり・きゅう」利用者が増加したため、はり、きゅう施術助成金の増額をお願いするものです。

次に16ページ上段の3款民生費2項児童福祉費の児童措置費につきましては、乳幼児健康支援一時預り事業が、交付金事業から補助事業へ制度変更されたことに伴い、委託料の増額をお願いするものです。

同じページ下段の6款農林水産業費1項農業費の農業振興費につきましては、施設園芸省エネルギー化推進事業の内示決定により農業振興対策事業費補助金を計上いたしております。

次に18ページ上段の7款商工費1項商工費の観光費につきましては、まちの駅の建設予定地で営業されている方の移転補償等を積算する委託料を計上いたしております。

同じページ下段の8款土木費6項都市計画費の公共下水道費につきましては、地方公営企業法適用の企業会計への移行に向けた準備経費を、一般会計から公共下水道事業特別会計への繰出金をお願いするものです。

次に20ページ上段の9款消防費1項消防費の常備消防費につきましては、財団法人日本防火協会の幼年消防用活動資器材助成事業の内示決定に伴う備品購入費と、奈美地区の私設消防隊の可搬消防ポンプ購入に対する一部補助金を計上いたしております。

同じページ下段の10款教育費2項小学校費の学校管理費につきましては、勝間小学校の2次耐震診断及び補強計画策定業務の委託料を計上いたしております。

次に22ページ上段の10款教育費5項保健体育費の学校給食費につきましては、松崎小学校と新田小学校の給食調理等業務及び学校給食センターの給食調理等業務の委託業者を選定するための経費を計上いたしております。

以上、今回の補正の主なものについて、御説明申し上げましたが、収支をいたしまして、補正後の予備費を3億9,193万6,000円といたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） 15ページ、ちょっと聞き漏らした面もありますが、2目の賦課徴収費で公的年金特別徴収業務システム開発委託料、これは平成21年度から年金から市県民税を天引きするということですかね。もうちょっと詳しく説明してください。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 公的年金の特別徴収でございますが、これにつきましては今年のこの6月議会で市税条例の改正をいたさせていただきました。

それで、これにつきましては、来年の10月から特別徴収ということで、これに先立っているいろいろな電算業務の委託、こういった事務がございます。これに伴います経費を、今回計上させていただいておるわけでございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） 来年10月から、65歳以上の人の市県民税を年金から天引きするということですか、確認の意味で。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） そのとおりでございます。

17番（木村 一彦君） わかりました。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） 4ページの債務負担行為の補正でございますけれども、防府市学校給食センター調理等業務委託事業、1億9,040万4,000円計上されております。既に実施をされております中学校給食の調理等業務委託につきましては、3年ごとの契約見直しということで、平成20年3月までと。このことについてはわかっていたわけですが、私が考えますに、本来、補正予算よりも当初予算に計上すべきではないかという考えを持っておりますが、その点、いかがお考えでしょうか。まず、お尋ねをいたします。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 今、おっしゃいましたとおり当初予算で計上するという考え方もございます。私どもとすれば両方検討いたしまして、教育委員会としてこのたびお願いをするというふうに決めたものでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） 本来、当初で計上できなかった、その点については御答弁いただけませんか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 先ほどお答え申しましたように、当初で計上する方法も確かにございます。その中で我々としては、このたびお願いをするというふうの方針を決めたわけでございます。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） ちょっと3回目になりますので、次の質問がありますので、委員会のほうでそのあたりを詳しく説明をお願いしたいと思います。もう1点は小学校の給食調理等業務委託事業、これは松崎、新田にかかわることですけれども、給食が教育の一環だと、非常に大事な分野であるということから、関係者にとっては大変関心のある問題でありますし、子どもたちにとっても重要な問題です。

前回は、華城・中関小学校の場合は議会にかかる前のある程度の説明がされたところ。ところが先日議員に配布されました松崎、新田の給食調理等一部業務委託のスケジュール表では、定例市議会後に10月、松崎・新田小学校長訪問、業務推進説明。それからPTA連合会長等、そういうふうな形で保護者への説明もその後になされると。

これは、直接かかわる人びと、子どもたちや保護者、関係者にとりまして、ほとんど説明がないままにこういう形で議会にかかるということは、非常に疑問だと思うのですが、このあたりの御見解を、なぜ、変えられたのか、関係者への説明はどうなのか、この点をお尋ねしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 調理業務の一部委託につきましては今年の6月に御説明いたしましたように、栄養士さんが設置されてある8校について順次やっていこうということでございます。

この基本的な考え方につきましては、リーフレット等で全校にお知らせをしておるところでございます。それから具体的な、この場合は松崎・新田小につきましては具体的なスケジュール等につきましては、まず、議会の御理解を得てから我々としては具体的に説明をしてみたいと思っております。

それから説明につきましては、このたびお願いしますと6カ月間ございます。華城小、中関小の中で、どのようなところを保護者の方が不安に思っているのか、どのよう

に説明したら御理解いただけるかということで、我々も経験いたしましたので、この6カ月間あれば十分に御説明し、御理解いただけるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 同じく、小学校給食調理等業務委託事業の債務負担行為についてお尋ねをいたします。

今、話が出ておりましたこの2学期から民間委託が始まります中関小、華城小に関して、調理体制、管理体制という面からいきますと、業務責任者が管理栄養士の資格を持っておられる方、副責任者が栄養士、それから調理師ということになるのですが、これがこのたび、来年度4月からを考えていらっしゃる松崎、新田になりますと、業務責任者が栄養士で副責任者が調理師という体制になるかと思いますが、その調理体制とか管理体制というものが変わる理由というのは何でしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） まず、調理体制でございますけど、まず基本的には、学校には学校栄養士さんがいらっしゃるということで、これを置いておまして私どもとしては、調理をする方につきましても責任ある方が必要だということで、管理栄養士なり栄養士の必置を要求水準書の中でお願いしております。

このたび新たな委託をすることに関しまして、我々としては基準をつくっております。例えば、給食数が何人であればこのような人数でやる、このような資格者でやるということでございます。

そこで管理栄養士と栄養士のところでございますが、750食以上というのが、大型調理施設の基準がございます。その中で750ということで、750以上あれば管理栄養士の設置が望ましいというふうに書いてございました。中関、華城につきましては、750食を超えておりますので、私どもはこれを参考にして責任者、あるいは副責任者につきましては管理栄養士というふうな形で決めております。

このたびの松崎、新田の委託につきましては、両校とも約600食でございますので、その基準に従いまして栄養士というふうに決めたわけでございます。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） その基準なんですけど、今、大量調理施設という言葉がありましたけども、資料を読んでみますと、定義が書いてあるのですが、「大量調理施設とは同一メニューを1回300食以上または、1日750食以上を提供する調理施設をいう」ということなんですけど、松崎小の児童数が597名、新田小が595名で、教員の方を足し

ても750食に達しないということなんでしょうけども、同じメニュー、いわゆる例えば、みそ汁を300食一遍に1度の鍋でつくることはないですか。それがあれば、大量調理施設に当たるのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 私どもは、この300食、1日750食以上ということでございますけど、個々のメニューというふうな考えではなしに、一つの、全体のメニューというふうに考えておりますので、今の、例えばみそ汁が1つの鍋とかそういうふうなことでなしに、全体として750食というふうにとらえております。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） その解釈の問題のような気もするのですが、要は1回の昼食に当たる給食全体を一つのメニューと考えるという解釈でしょうか、わかりました。

いずれにしても、同じ市内で小学校に通いながら、いただく給食の調理体制、管理体制というのが、わずかな食数によって変わってくるというのは問題であろうかと、公平・平等という観点から見て問題があるかと思うのですが、最後に、その点について御見解をお願いします。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 私どもの委託する場合におきまして、他市の動向もしっかり調べております。そうしますと、学校栄養士さんがいらっしゃるということで、他市の場合には調理師さんだけでもいいとか、そういう形での委託をされているところもあります。

私どもとすれば、あくまでも安全についてはしっかりしなくちゃいけないということで、栄養士は必要だというふうにございますけど、この場合におきまして、法の中で750食というのがございましたので、やはりそこで基準を設けてやっていきたいと。十分、本当、学校栄養士さんもいらっしゃいますし、今の栄養士または調理師というふうな、我々基準を設けておりますので、このあたりは同じように安心して安全なのは維持できるというふうにございます。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） それでは引き続きまして、小学校給食調理等業務委託事業の債務負担行為についての質問をいたします。

きのう、きょうから、中関並びに華城で小学校給食が始まったわけですがけれども、この入札に際して応募会社が1者しかなかったということで、1者で随意契約をされたということですがけれども、今度、来年、新田、松崎がまた同じように入札をされると思います

が、この場合、また1者になるであろうと多分考えられますが、そのときも1者で随意契約をされる予定でしょうか、お尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） まず、1者になるとは思っておりません。それで、なぜ1者になったかということにつきましても、検証といいますか、我々が考えたことですが、まず、条件として公募期間が多少短かったのではないかなというのが1点でございます。それと、もう1点、9月実施ということでございますので、やはり従業員の方の雇用というふうなことを考えますと、9月というのが、多少無理があったのではないかなというふうに、今、考えております。

このため私どもは、次の委託に関しましては十分な募集期間を設け、それから4月1日というふうな形でやりましたので、今度につきましては多くの方が応募されるのではないかなというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） これも同じ請負の仕事なんですけれども、工事関係の請負契約で応募が1者の場合、どういうふうになっておりますでしょうか。

議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

入札検査室長（安田 節夫君） 一般競争入札以外につきましては、応募が1者であれば入札は延期ということになります。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 今、ちょっと聞こえなかったのですが、どう言われたのですか。今、ちょっと聞こえなかった。

議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

入札検査室長（安田 節夫君） 1者であれば延期になるということでございます。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 工事関係の場合は、1者であれば、これはもう中止、延期ということになりますが、そうすると給食の場合は1者でもそれはやるということのようですが、それはどういう根拠に基づいてやられるのですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） このたびの入札、業者選定につきましては公募型指名競争入札というような名称でございます。

この流れを言いますと、まず基準書、応募要項を出しまして、まず説明会等に来ていただきまして、それから参加表明なりをいただきます。最終的に提案書の提出ということ

になりまして、その提案書に基づきまして我々の要求基準にあっているかどうかの、審査委員会によって審査を行います。その審査を受かった方につきまして、入札に参加をしていただくということでございます。

したがいまして、最初公募しておりますし、そういう形で十分に競争性があるということでございますので、最終的に1者と随契という形にしたわけでございます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお、審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第61号については、関係各常任委員会に付託と決定いたしました。

---

議案第62号平成20年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

議案第63号平成20年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第64号平成20年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第65号平成20年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第66号平成20年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）

議案第67号平成20年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

議案第68号平成20年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（行重 延昭君） 議案第62号から議案第68号までの7議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 嘉村 悦男君 登壇〕

副市長（嘉村 悦男君） 議案第62号から議案第68号につきまして、一括して御説明いたします。

まず、1ページの議案第62号平成20年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、平成19年度決算に基づきまして、歳入では、前年度繰越金を減額し、歳出においては、同額分を予備費から減額するものでございます。

次に、9ページの議案第63号平成20年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、平成19年度決算に基づきまして、歳入では、前年度繰越金を計上し、歳出においては、平成19年度療養給付費の確定に伴う国庫負担金等の返還金を計上いたすとともに、これらの収支差を予備費で調整いたしております。

次に、17ページの議案第64号平成20年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出では、地方公営企業法適用の企業会計へ移行するため、適用を平成23年度を目標として、その準備のため、移行支援業務委託料を計上いたしております。歳入では、同額を一般会計からの繰入金として計上いたしております。

また、地方公営企業法適用への移行支援業務につきましては、平成21年度から平成22年度までの債務負担行為をお願いするものでございます。

次に29ページ、議案第65号平成20年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）及び37ページ、議案第66号平成20年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）の2会計につきましては、いずれも平成19年度決算に基づきまして、歳入では、前年度繰越金を計上し、歳出においては、同額分を予備費として計上いたしております。

次に、45ページの議案第67号平成20年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、平成19年度決算に基づきまして、歳入では、支払基金交付金及び国庫支出金の過年度分を減額いたす一方、歳出においては、国補助金及び県負担金の返還金を計上いたすとともに、繰上充用金を減額いたしております。

次に、53ページの議案第68号平成20年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の保険事業勘定につきましては、平成19年度決算に基づきまして、国・県支出金及び支払基金交付金の精算並びに余剰金の介護保険給付費準備基金への積立を計上いたすとともに、これらの収支差を予備費で調整いたしております。

最後に、56ページのサービス事業勘定につきましては、平成19年度決算に基づきまして、歳入では、前年度繰越金を計上し、歳出においては、同額分を保険事業勘定へ繰出金として計上いたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） 20ページの公共下水道事業特別会計の債務負担行為の補正が出ております。

今の御説明だと、平成23年度から下水道事業が企業会計へ移行するための、その準備のための予算だということですが、つまりこういうことですか。今は市長部局になっている下水道事業を企業会計へ移して、水道局と同じように市長部局から独立した事業にしていくと、そのための会計の移行だということでしょうか。その辺を御説明願いたいと思います。



議長（行重 延昭君） 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事（恵藤 豊君） お答え申し上げます。

今の企業会計への移行でございますけども、地方公営企業法によりますと1事業1会計ということで、いわゆる会計そのものが水道と、それから下水道が一緒になるということではありません。組織的には確かに、平成19年の12月に行政改革の委員会によりまして、いわゆる統合の答申が出ておりますけども、このたびの補正でお願いするものにつきましては、まず、水道局との組織の統合計画を切り離して、まず企業会計に移行していくというふうなことが主なものでございます。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） これは、単に会計処理が変わるというだけのことではないと思うのですね。現在は市の職員である下水道関係の職員の給与や労働条件にも、それが企業局へかわるということですから、全然変わってくるわけですね。そういう重大な問題を含んでいると思うのですよ。会計処理の仕方を変えるというだけじゃなくて、今、下水道管理課、下水道建設課に働いている20人……、30人くらいおられますかね。その方々の処遇が変わってくるということにもなってくるわけですね。その辺の重大な変更があるわけですけど、それをこういう形で説明もなく、ぽんと出てくるというのはいかにも唐突のような感じがします。

そういう大きな変更がある場合は、やはり事前に 当然これ条例の改正なんかも含まれてくると思うのですが、平成23年度からは。そういう大きな方針の変更がある場合、何らかの市民や議会に対する説明があらかじめあってしかるべきであって、いきなりこの会計だけがぽんと出てくるのは、いかにも唐突のような感じがしますが、その辺についての御見解はどうでしょうか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事（恵藤 豊君） 組織の統合につきましては、いわゆる企業会計から公営企業法によりまして、それぞれ独立採算制というふうなことになるんですけども、会計そのものは確かにそういった意味でありますけども、今考えておりますのは職員が、例えば、市長部局を離れて事業管理者なりの組織に入るということは、まだ、いまだ、その部分については考えてはおりません。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） おかしいですね、その会計だけ企業会計になって、職員が市長部局へ残るということはあり得るのですか。私はあり得ないと思いますよ。それは当然、会計処理がそういうふうな独立採算のほうへ移れば、それに伴ってそこで働いている職員

は、独立会計の公営企業に移るんじゃないですか。そのまま、市長部局に残ることはあり得るのですか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事（恵藤 豊君） その部分については可能でございます。いわゆる、決算区分云々といいますか、最終的な権限は市長部局、それから水道事業管理者というふうな格好で、2系列の格好もとる方法もございます。

議長（行重 延昭君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 今と同じところになりますけれども、議案書でいくと24ページ、25ページの委託料、地方公営企業法適用支援業務委託料という形で、今年度1,106万7,000円。それから、債務負担行為で来年度、21年度と22年度で4,613万7,000円という形で、3カ年という形で、この適用支援業務委託事業というのが出てくるわけですが、今、公営企業会計が防府市の中で6つあって、そのうち、水道事業会計と工業用水道事業会計が法適用企業、法を適用していないのが、今回、それを検討するという下水道、青果市場、と場、索道というふうにあるわけですが、今回、公共下水道については法適用がベターだと、そちらのほうがいいというような政策判断でこういうふうな委託料を計上するという事だろうと思うのですが、その法適用のほうがいいというときにメリットとデメリットをそれなりに考えられたらと思うのですが、その辺についてはどういうふうな形で法適用を選択されるのか。この辺の議論がほとんどないままに、こういう形で委託料だけが出てくるというのは非常に好ましい姿ではないと思うんですよね。

法適用について、メリット、デメリットこの辺をどういうふうにご考えておられるのか、それをまず1点お伺いしたいと思います……。法適用する場合は、いい場合と悪い場合があるわけですね。これまでは、適用しないほうがいいという判断で、地方公営企業法を適用しないような形の政策判断できたわけですね。だから、その政策判断について、で、まだほかの、例えば、索道とか、と場とか、青果市場はこれを適用するというのが今回予算には出されておられませんから、これについては適用しないほうが好ましいという政策判断が防府市の中にあるわけですね。

だから、今回、下水道についてはどういう形でこれを適用するほうが好ましいというふうに判断をされたのか、そこについてお聞きをしたいと思います。

もう一つありますけど、それは後にしましょう。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事（恵藤 豊君） 公営企業法の適用の導入でございますけども、

今現在の、いわゆる市街化区域における人口普及率が70%に達している状況です。そういった意味でも、いわゆる市民の財産であります、この公共的な財産を、いわゆる長期的な視野に立って経営体制を確立するということが必要になっているだろうというふうに思っています。

また加えて、環境に対するそういった社会的な要素が高まる中、厳しい財政環境のもとで健全な経営をしていくということが求められております。平成16年の12月に国土交通省からの通達で、下水道経営に関する留意事項ということで企業会計の導入が要請されております。さらにまた、19年の地方財政の運営についてでも、いわゆる経理の内容を明確化するということが、地方公営企業法の適用を図るということの通達も出されているところでございます。

そういった意味でも、今回の、いわゆる企業会計への適用と申しますのは、経営の透明性、それから健全性、そういったものが確保できまして、職員のいわゆるコスト意識の向上ということが図れるのではないかなというふうに思っております。

メリット、デメリットということがございますけれども、導入に対するメリットといたしましては、先ほど言いましたように、官公庁会計の場合はなかなか損益計算書に当たるようなそういった、いわゆる収益収支というのを区別がなかなかできませんけれども、この事業、1年度の赤字、黒字と、なかなか不明確な部分がありますが、企業会計としてはその辺を明確に判断できるのではないかとということ。

それから、収支を明確にすることによりまして、下水道使用料で賄うべき当該年度の費用、そういったものが容易に算定でき、いろいろな下水道にかかわる管理運営費、そういったものがつぶさに検証できるのではないかとということがメリットとして挙げられるというふうに思います。

デメリットといたしましては、いわゆるそういったこのたびの企業会計をするに当たりまして、いろいろな下水道が持っています浄化センター、それから管渠、そういったような施設にかかわる固定資産の評価をしなければいけません。そういった意味で、いわゆる減価償却等の評価をするための算定費用が必要になりますけれども、下水道のそういった算定費用をするためにはかなりの移行準備、それから多額の費用と申しますか、委託料が必要であるというふうに考えますし、また、財務会計システム、そういったものもかえなくてはいけないということもありますので、そういった電算システムに伴います費用の発生ということが考えられると。それが大きなデメリットというふうなことでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 23番、田中議員。

23番(田中 健次君) 公営企業法という形になると、いろいろなまた厳しい制限が、多々出てくるのではないかという気もするわけです。そういうことでいくと、今、防府市の場合には、一般会計から公共下水道特別会計へ法定外の繰入をしております。国の基準に基づかない、市の独自基準に基づく繰入ですね。これが過去は8億を超える金額があって、国の基準が緩和されたので、広げられたので市の独自の繰入金額というのは、今まで8億くらいだったのが4億くらいに下がったわけですが、しかし、かなりの金額を繰り入れているわけです。

この金額は、大きくみて、大体下水道使用料の半分くらいに相当するのだろうと思います。そういうふうな形で公営企業法の適用ということになると、公営企業ですからそういった国の基準に基づかないような繰入というものが制限されるのではないか。こんなことが懸念をされるわけです。そうなりますと独立採算でいくわけですから、使用料収入を単純に考えれば、今の1.5倍くらいにしないといけないと、こんなことが考えられるわけですがけれども、こういったことになりませんかというのが懸念なわけです。

今、経営の健全性とか透明性という、言葉はきれいですがけれども、健全にする、透明にするという形で市民の負担が増えるということであれば困った話になるわけで、この辺について、とにかく最初の一步を踏み出してしまって、最初のボタンを掛けてしまって、ボタンの掛け違いで最後までいくのかどうか。ちょっとこの辺について、もう少し明確にお答えいただかないと、公営企業の適用になっても、いわゆる国の基準外のそういった繰入というものができるのかどうか、この辺について御答弁願いたいと思います。

議長(行重 延昭君) 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事(恵藤 豊君) このたびの部分につきまして、企業会計に移行するというのでその部分につきまして、この企業会計を実際に立ち上げてみたときに、じゃあ会計そのものは防府市にとってどういうふうな状況になるかということが、恐らくなるだろうと思いますけども、その一般会計の繰入につきましても、そこでいわゆる明確に区分をされ、明確に一般会計に繰入の部分についての、どう言いますか、内訳と申しますか、そういったものが出てくるだろうと思います。

ですから、ある程度企業会計にするところでその辺の部分が見え隠れいたしますけども、企業会計そのものが果たしてそれが有効、有効と申しますか、いいものかどうかということも判断基準ではないかということも、途中で考えられるのではないかというふうに思います。

それから、基準外につきましては、これはなかなか難しい部分でありますので、いわゆる企業会計法にのっとる、そういった一般会計への繰入というものは、今からそれは検討

していかなくてはならないというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 23番、田中議員。

23番（田中 健次君） 最後ですから、もうこれでやめますけれども、やっぱりそうになると、基準外の繰入ができないということになると、今まで4億ぐらい入れていたのがこの法適用になるとできなくなるということになると、やっぱりそれをどこかで帳じりを合わせないといけないわけですよ。そうするとやっぱり、下水道会計が上がるということが、これを認めれば出てくるということになりますので、この辺についてはぜひ委員会で慎重に審議していただきたいというふうに思います。

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております7議案については、なお、審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第62号については総務委員会に、議案第63号及び議案第65号から議案第68号については教育民生委員会に、議案第64号については建設委員会にそれぞれ付託と決定いたしました。

---

議長（行重 延昭君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は、9月8日の午前10時から一般質問を行いますので、よろしくお願いたします。

午後 0時 1分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年9月2日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 今 津 誠 一

防府市議会議員 安 藤 二 郎

